

第9 裁判所の物的・人的基盤の整備

裁判官の人員はここ10年で600人弱しか増えていない。また、司法予算も国家予算に対し0.3～0.4%に過ぎず、低額に過ぎる。弁護士人口が10年間に急増しており、裁判所を利用する潜在的ニーズは増大しているにもかかわらず、裁判所の側ではこれを受ける体制にはなっていないと思われる。

また、近時家事事件は急増し、質的にも困難なものが増加をしている。家庭裁判所においては、裁判官・家裁調査官等の人的側面においても、法廷、待合室、調停室、児童との面会交流のための設備及び入退館口等の物的設備の側面においても、十分とはいえないことは明らかである。具体的な問題としては、成年後見に関する事件、子どもの監護に関する事件についての人的・物的体制の強化、子どもの手続代理人の費用負担の問題等が重要である。

労働審判についても、潜在的ニーズはあるものの、これを扱うことができる支部は限られている。近年、実施庁は拡大することとなったが、さらに拡大をしていくべきである。

非常駐支部の常駐化の問題、填補回数の増加の問題についても、今後とも拡大の方向を目指して運動をしていくべきである。また、今後は、合議実施支部の拡大、支部の新設や復活、本庁に準ずる管内人口を有する支部の本庁化等も検討していくべきである。

これら焦眉の課題について法友会も取り組むべきである。